

「再生利用の手引き」の位置づけ、関係者の 役割及び責任分担について(案)

平成29年12月1日
環境省

目次

- 1.「再生利用の手引き」の位置づけ等
- 2.再生資材製造者、利用者、災害時対応者各者の役割及び責任分担について

1.再生利用の手引きの位置づけ等

目的

- 除去土壌等由来の再生資材の製造・運搬、供用、災害時における対応等、各段階における取扱いに関する留意事項を示すことにより、その安全確保を図ることを目的とする

位置づけ

- 「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方(平成28年6月、平成29年4月一部追加)」を踏まえ、除去土壌を安全に再生利用する際の留意事項等をまとめるものであり、今後の知見の蓄積を踏まえ、随時改訂を行う
- なお、除去土壌の再生利用については、放射性物質汚染対処特措法の処理基準(今後、整備予定)に基づき行われるものとする。

放射性物質汚染対処特措法	収集運搬	保管	処分	
			管理を伴う処分 (埋立・再生利用)	管理を伴わない処分 (処分場の廃止)
「当面の考え方」※	管理期間中 (処理、輸送、保管)		管理期間終了後 (処分、再利用)	

※「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日、原子力安全委員会)。

取扱い範囲

- 「再生利用の手引き」の取扱い範囲は、除去土壌由来の再生資材の製造・運搬、建設、供用の各段階における取扱いに関して、安全に利用する際の技術的事項及び責任体制に係る事項とする
- 再生利用の実施にあたって、建設(計画、設計、施工等)や供用(災害時の対応等)等に変更が生じる可能性があることから、それら変更に対する責任体制の在り方についても「再生利用の手引き」において明確にする

2.再生資材製造者、利用者、災害時対応者各者の役割及び責任分担について

- 除去土壌等の再生利用に係る製造者、利用者、災害時の役割及び責任分担を事前に決定しておくことを再生利用の手引きにおいて求める。
- ただし、適切な管理について確認しながら進めていく必要があることから、この手引きにおいて、「再生資材製造者、再生資材利用者間において、事前調整を図る」とある項目については、当面の間、再生資材製造者も一定の役割を担う。
- 役割及び責任分担を事業毎に明らかにするため、再生利用の手引きにおいて、除去土壌等の再生利用のフローを整理し、役割及び責任分担が必要な項目を整理する。
再生利用のフローについては、再生WG2-4を参照。
- 具体的には、除去土壌等の再生利用の流れの詳細については、南相馬実証事業の成果や既存の指針、ガイドライン等を参考に役割をリストアップする。また、除去土壌等の再生利用が付加されることに伴い変更される項目についても、可能な限りリストアップする。